

対象船舶

➤ 限定沿海以遠を航行する以下のいずれかに該当する船舶

①旅客船

②旅客を搭載して事業に使用される船舶

〔「海上運送法」又は「遊漁船の適正化に関する法律」の適用を受ける事業者が使用する船舶（例：海上タクシー、遊漁船等）〕

航行区域 \ 旅客数	①旅客船（旅客定員13人以上）			②旅客船以外の事業船（旅客定員12人以下）		
	5トン	12m	20トン	5トン	12m	20トン
平水			-			-
限定沿海 (2時間限定沿海及び沿岸5マイル、瀬戸内)	※1			※1		
沿海	GMDSSにより措置済				GMDSSにより措置済	

※1 500トン以上の船舶については、既にAISの積付けが義務

：対象船舶

適用日

①旅客船: **令和6年4月1日**※1

②旅客船以外の事業船※2: **令和7年4月1日**※1

③遊漁船※3: **パブリックコメント等を受けて検討中**

※1 現存船は適用日以降の最初の**定期検査**までの**経過措置あり(P8、P9参照)**

※2 「海上運送法」の適用を受ける事業者が使用する船舶

※3 「遊漁船の適正化に関する法律」の適用を受け、遊漁船業の用にのみに供す船舶(小型兼用船を含む)

対象設備

○EPIRB(AIS-SART機能を有し、位置情報精度が向上した新型であって位置情報を自動で発信できるもの(自動浮揚型)に限る)

又は

○AIS(簡易型(Class-B)を含む)

経過措置(非常用位置等発信装置) ①

現存船でEPIRB及びレーダートランスポンダ又はAIS(簡易型を含む)を積付けている場合、引き続き当該設備の搭載を認める。

※ 電波法に基づき、当該設備に関する船舶局の免許状が交付されている場合に限る。

※当該設備を積み替える場合は、AIS又は新型EPIRBとする必要あり。

Case.1

ルール改正

旧型EPIRB レーダートランスポンダ



引き続き使用可能

積み替え

新型EPIRB



AIS

Case.2



AIS

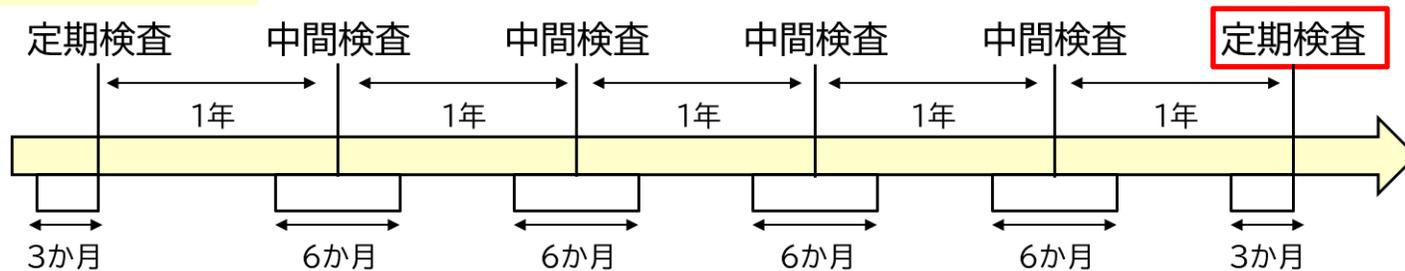


旧型EPIRB 2

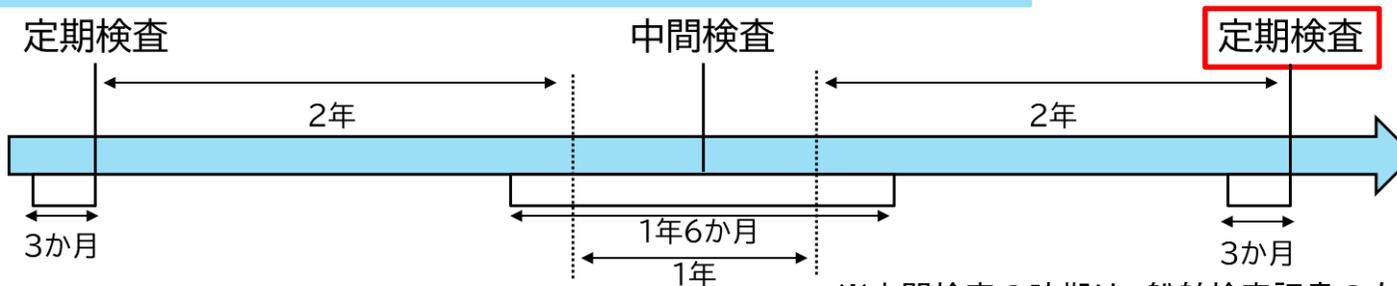
現存船については、適用日以降の最初の定期検査までに積付け

最初に迎える定期検査の期限まで

①旅客船(5トン以上)



①旅客船(5トン未満)及び②旅客船以外の事業船(20トン以上)



※中間検査の時期は、船舶検査証書の有効期間の起算日から21月を経過する日から39月を経過する日まで

②旅客船以外の事業船(20トン未満)

